

バルバドスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

バルバドス（英語では「Barbados」。以下「バルバドス」という）は、カリブ海の小アンティル諸島の東端に位置する島国である。首都ブリッジタウンは、島の南西部にあり、バルバドスの南西には、トリニダード・トバゴ及びベネズエラがある。国土の面積は約 431 平方キロメートルで、横浜市とほぼ同じくらいの大きさである。

立憲君主制国家たるバルバドスは、英連邦に属する。公用語は英語²、通貨はバルバドス・ドルである³。約 29 万人いるバルバドス国民の構成は、黒人が約 87%、混血が約 6%、白人が約 6% 等となっている。その他に、インド系とパキスタン系が合計で約 1% いる。宗教については、キリスト教が多数を占めており、プロテスタントが約 63%（うち、聖公会が約 28%）、カトリックが約 4% 等となっている。教育水準は高く、識字率はほぼ 100% である。

1536 年、ポルトガル人ペドロ・カンポスがブラジルに行く途中で、バルバドスを発見し、上陸した。その後、英国人により開拓され、1627 年には英國の植民地、1652 年には英國の直轄領となった。バルバドスのサトウキビのプランテーション農園は、当初、アイルランド等から来た年季奉公人により担われていたが、次第に労働力が不足するようになると、アフリカから多くの黒人奴隸が強制的に連れて来られた。1834 年には奴隸制が廃止され、1951 年には普通選挙制が採用された。バルバドスは、1958 年に、カリブ海の他の英國の植民地とともに、西インド連邦を結成していたが、その運営方針をめぐってトリニダード・トバゴとジャマイカが対立する等したことから、西インド連邦は 1962 年に崩壊した。そして、1966 年 11 月 30 日、バルバドスは、英連邦加盟国の一として、英國から独立した⁴。

ラム酒の発祥の地として知られるバルバドスは、サトウキビのほか、トウモロコシ、か

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 但し、バルバドス国民の多くが日常的に話している言語は、バヤン語と呼ばれる英語系のクレオール言語である。

³ バルバドス・ドルの交換レートは、1 米ドルあたり 1.98 バルバドス・ドルに固定されている。

⁴ 本稿におけるバルバドスの歴史等については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』（二宮書店、2019 年）432 頁等を参照した。

んしょ、キャッサバ、ヤムいも、ココナッツ等の生産が多い。バルバドスは、米国、カナダ及び英国等と友好関係を維持しており、英語が通じる人気のリゾート地として、観光業が盛んである。また、バルバドスは、「オフショア金融センター」としても世界的に有名であり、カリブ海諸国の中では比較的豊かな国といわれてきたが、リーマンショック以降、経済が急速に悪化した。2018年以降は、IMFの協力の下で経済再建に取り組んでいる。

バルバドスは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）にも加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの14か国1地域が加盟している⁵。バルバドスは、米国、カナダ及び英国等と友好関係を維持しているほか、キューバ、中国及び北朝鮮とも国交を有している。

バルバドスの法制度は、英国法の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形作られている。バルバドスの裁判所は、カリブ司法裁判所、英国及びバルバドスの判例を引用する。但し、近時は、制定法の重要性が増大している。

II 憲法

1 総説

バルバドスの現行憲法は、1966年11月22日に採択され、同年11月30日に施行された。その後、1978年、1990年、1992年、1995年、2002年、2003年に憲法改正が行われた。全117条から構成されるバルバドス憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

表1：バルバドス憲法の体系（2007年までの改正を反映。別紙は省略）

前文		
第1章 憲法		第1条
第2章 市民権		第2.1条～第10.4条
第3章 個人の基本的権利及び自由の保護		第11条～第27.3条
第4章 総督		第28条～第34条
第5章 議会	第1部 議会の構成	第35条～第47.2条
	第2部 議会の権限及び手続	第48.1条～第59条
	第3部 召集、閉会及び解散	第60.1条～第62.2条

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

⁶ バルバドス憲法（英語）は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Barbados_2007?lang=en

第6章 行政権		第 63.1 条～第 79A.2 条
第7章 司法権	第1部 カリブ司法裁判所、最高裁判所及び治安判事裁判所	第 79B 条～第 84.9 条
	第2部 控訴	第 85.1 条～第 88.3 条
第8章 公共サービス	第1部 サービス委員会	第 89.1 条～第 92.3 条
	第2部 公務員の指名、解任及び懲戒	第 93.1 条～第 102.4 条
	第3部 年金	第 103.1 条～第 104.7 条
	第4部 雜則	第 105.1 条～第 106 条
第9章 財政		第 107 条～第 113.6 条
第10章 雜則及び解釈		第 114.1 条～第 117.11 条

2 統治機構

(1) 行政府

バルバドスの行政権は、国家元首たる女王に帰属する。女王の地位は、儀礼的・象徴的なものであり、実権はほとんど無い。総督 (Governor-General) は、女王の代理人として、権限を行使する。

バルバドスは、英国の議院内閣制を範とするウエストミンスター・システムを採用している。行政府の事実上のトップは首相であり、首相及び 5 名以上の閣僚により内閣が組織される。下院の第 1 党党首が、首相に任命される。閣僚は、上院議員と下院議員の中から、首相の指名に基づき、総督が任命する。

(2) 立法府

バルバドスの立法府たる議会は、上院と下院の二院制が採用されている。

上院議員の定数は 21 名である。うち 12 名を首相の推薦、2 名を野党党首の推薦により、残り 7 名は総督の裁量により、総督が任命する。上院議員の任期は 5 年である。

下院議員の定数は 30 名である。下院議員は直接選挙により選出され、その任期は 5 年である。

議会の権限としては、①法律を制定すること、②上院及び下院の特権、免責及び権限につき決定すること、③憲法のいずれかの規定を改正すること、④立法手続を規制すること、⑤政府の予算案の承認等が挙げられる。

(3) 司法府

バルバドスの司法府は、①カリブ司法裁判所 (Caribbean Court of Justice (CCJ))、②最

高裁判所、③治安判事裁判所により構成される⁷。

「カリブ司法裁判所」は、2002年2月14日にバルバドスのブリッジタウンで締結された「カリブ司法裁判所設立条約」に基づき、2003年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。バルバドスでは、従前は、控訴裁判所の判決に対する上訴事件の管轄権を、英國枢密院司法委員会が有していたが、2005年より、「カリブ司法裁判所」に移管した。⁷名又は5名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国（バルバドスを含む）における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する⁸。

バルバドス国内の司法組織において「最高裁判所（Supreme Court）」と呼ばれるものの中には、「控訴裁判所」（Court of Appeal）及び「高級裁判所」（High Court）等が含まれる。

控訴裁判所は、高級裁判所及び治安判事裁判所から控訴された民事事件・刑事事件の控訴審を管轄する。控訴裁判所における審理は、3名又は1名の裁判官により行われる。

高級裁判所は、通常の民事事件、刑事事件及び家事事件を管轄する。高級裁判所における民事事件及び家事事件は、1名の裁判官により審理されることとされており、陪審制は採用されていない。これに対し、高級裁判所における刑事事件は、1名の裁判官及び陪審員により審理されることとされている。

治安判事裁判所は、訴額が10,000バルバドス・ドル以下の民事事件、一定の犯罪の刑事事件及び少年事件等を管轄する。

3 人権

バルバドス憲法の「第3章 個人の基本的権利及び自由の保護」（第11条～第27.3条）及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、バルバドス憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。但し、バルバドス憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長く、各人権の内容が非常に詳細に規定されているという特徴がある。

バルバドス憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①緊急事態について、明文規定が置かれている（13.5条、23.3条、25.1条、25.2条）。
②死刑は存置されている（12.1条）。なお、2018年6月27日、カリブ司法裁判所は、バルバドスにおける強制的死刑の規定はバルバドス憲法に反するとの判決を下した⁹。従前、バルバドスでは、殺人罪を犯した者には、具体的な事情を審理することなく、自動的に死刑が宣告されていた。カリブ司法裁判所は、そのような強制的死刑の規定は、バルバドス憲法で保障されている「生きる権利」及び「公正な裁判を受ける権利」を侵害する等の理由

⁷ <http://www.barbadoslawcourts.gov.bb/>

⁸ <http://www.ccj.org/>

⁹ <http://www.ccj.org/judgments-proceedings/appellate-jurisdiction-judgments/>

を指摘し、再審理を命じた。

III 民法

バルバドスには、ドイツやフランスにおけるような民法典は制定されていない。しかし、個別の分野ごとに制定された法律（例えば、「土地法」、「消費者保護法」）が存在する。バルバドスの民法の内容は、英國法及びコモン・ローの影響を強く受けているが、若干の変容を受けている。

バルバドスでは、原則として、外国人による土地所有についての制限は存しない。非居住者がバルバドスの土地を購入する場合、中央銀行の認証が必要である。非居住者が外国のファンドを使ってバルバドスの土地を購入する場合、中央銀行は、通常、認証を与える。土地の譲渡については、印紙税 1% 及び土地譲渡税 2.5% が課税される¹⁰。

IV 会社法

バルバドスは、「オフショア金融センター」として世界的に有名であり、多くの外国投資家がバルバドスに会社を設立してきた。

バルバドス人及び外国人がバルバドスにおいて会社を設立し所有する権利は、憲法で認められている。通信、放送、銀行及び保険の事業を営む会社を設立するには許可が必要であるが、それ以外の分野であれば外資出資比率の制限もない。

バルバドスにおける会社形態としては、従来、いくつかの種類が存在した。例えば、「International Business Company」（以下「IBC」という）という簡便な法人ビークルの設立が認められてきた。従来、バルバドスに投資する外国投資家に最もよく利用されてきたのは、この IBC である。バルバドスでの IBC の設立は極めて容易なものであった。即ち、バルバドスで IBC を設立するためには、まず、弁護士が定款を作成し、希望する会社名を登録し、所定の手数料を支払う。定款の内容は、会社法に合致していなければならない（例えば、社長となる者は、18 歳以上で、健全な精神を有し、破産宣告を受けたことが無い者でなければならないこと等）。IBC の発行株式数に関しては制限は無いが、発行済み株式は全て引き受けられ払い込まれなければならない。「会社事項・知的財産局」が、公報に、会社設立に関する情報を掲載する。IBC は、事業開始のために、「国際事業・産業省」のライセンスを取得しなければならない¹¹。

また、「International Society with Restricted Liability」（以下「ISRL」という）もあった。これは、主に国際取引のための制度であり、バルバドス国内の居住者にサービスを提供することはできないものである。定款作成後直ちに ISRL ライセンスが付与され、バルバ

¹⁰ <https://www.export.gov/article?id=Barbados-Protection-of-Property-Rights>

¹¹ http://www.ceintelligence.com/files/documents/Doing_Business_with_Barbados.pdf

ドスにおける事業開始が可能になる。ライセンスは毎年取得しなければならぬとされていた¹²。

しかし、バルバドス政府は、OECD（経済協力開発機構）の「税源浸食と利益移転」（Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)）プロジェクトを遵守するため、法令の大規模な改正を行った。即ち、2018年12月31日をもって、「International Business Company Act」（IBC法）を廃止し、以後はIBCのライセンスを付与しないこととした。また、同日をもって、「Societies with Restricted Liability Act」を改正し、以後はISRLのライセンスを付与しないこととした。

2019年1月1日より、全てのIBC及びISRLは、法の規定により自動的に、それぞれ、「Regular Barbados Company」（以下「RBC」という）及び「Regular Barbados Society」（以下「RBS」という）に変更されることとされた。RBC及びRBSは、2019年1月1日以降、バルバドス国内取引のみならず、国際取引をも営むことができる。全ての収入を外貨で取得するRBC及びRBSは、「国際事業・産業省」から外貨許可を取得することにより、実際上、従来のIBC及びISRLと同様のメリットを享受することができるようになる¹³。

V 民事訴訟法

バルバドスにおける民事訴訟法制度は、基本的に、英国の民事訴訟法制度の強い影響を受けているが、若干の変容を受けている。

バルバドスは、英国のコモン・ローの流れを汲んでおり、①事実と争点が実質的に同一である限り、裁判所は先例に従わなければならず、また、②争点が同一である限り、上級裁判所の下した先例に下級裁判所は従わなければならない。

バルバドスにおける民事訴訟は、大量の案件が滞留しており、裁判が遅延する傾向にある。そこで、最高裁判所においては、裁判所規則の改正等により、より効率的で効果的な裁判運営が図られてきた。2013年2月1日にスタートした「バックログ削減プロジェクト」は、過去のバックログ（滞留案件）のうち、「死んだ」案件ではなく「生きている」案件を選り分けて優先的に審理の流れに乗せていくというものである。「バックログ削減プロジェクト」の施行後は、定期的に委員会が開催され、プロジェクトの進行の監視及び指示が行われている¹⁴。

バルバドスにおける民事紛争の当事者は、バルバドスの裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution (ADR)）を探ることもできる。

¹² <http://www.crossleys.com/wp-content/uploads/Doing-Business-in-Barbados.pdf>

¹³

<https://www.taxathand.com/article/10696/Barbados/2018/IBC-and-ISRL-regimes-to-be-abolished-and-no-new-licenses-to-be-granted>

¹⁴ <http://www.barbadoslawcourts.gov.bb/backlog-reduction-project/>

調停については、最高裁判所により、裁判所が関与して調停を積極的に推し進める、「裁判所が関与する調停パイロット・プロジェクト」が開始されている¹⁵。

仲裁については、仲裁法が制定されている。バルバドスは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)はまだ批准していないが、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID条約)は批准している。

VI 刑事法

一般に、バルバドスは、先進国や他の中南米諸国と比べると、犯罪は比較的少ないといわれている。バルバドスと周辺諸国における人口10万人あたりの犯罪発生件数(2017年に公表されたデータ)を比較してみると、表2のとおりである¹⁶。

表2：人口10万人あたりの犯罪発生件数

国	殺人	誘拐	性犯罪	強盗	発砲	住居侵入窃盗	薬物犯罪	車上荒らし
バルバドス	11	4	60	84	29	361	567	41
アンティグア・バーブーダ	22	16	31	124	17	83	387	54
ドミニカ国	17	6	135	101	17	907	163	93
グレナダ	9	0	182	54	3	858	684	0

バルバドスは、死刑を存置している(但し、最後に死刑が執行されたのは1984年であり、その後、死刑は執行されていない)。国民の92%が死刑の存置に賛成しているといわれている¹⁷。

バルバドスの警察は「忍耐ゼロ」(“zero tolerance”)ポリシーを採用しており、過度の強制力を用いるとの指摘がある¹⁸。

バルバドスにおける刑事訴訟事件の第一審は、多くの場合、治安判事裁判所で行われる。

¹⁵ <http://www.barbadoslawcourts.gov.bb/court-annexed-mediation-pilot-project/>

¹⁶ <https://www.osac.gov/Pages/ContentReportDetails.aspx?cid=23807>

¹⁷ https://en.wikiversity.org/wiki/Comparative_law_and_justice/Barbados

¹⁸ https://en.wikiversity.org/wiki/Comparative_law_and_justice/Barbados

治安判事裁判所の判決に不服がある場合、高級裁判所又は控訴裁判所に上訴することができる。なお、バルバドスの刑事訴訟手続においては、12名の陪審員による陪審制が採用されている。

国際金融センターを目指すバルバドスは、自国の金融システムが犯罪行為に利用されるのを防ぐため、2000年に、マネー・ローンダリング法を制定した。同法によると、金融業者は、口座を有する全ての顧客の真実の氏名を把握・保存するとともに、マネー・ローンダリングの疑いがある取引又は異常な取引について、監督官庁に通報しなければならないものとされている¹⁹。

VII 参考資料

以上、バルバドス法の概要を簡単に紹介してきたが、バルバドス法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、バルバドスは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、インターネット上で比較的多く存在する。バルバドス法を英語で調査するための情報源としては、本稿の脚注で紹介したウェブページを参照されたい。

英国法の流れを汲むバルバドスの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとって理解が困難である面がある。しかし、英語を公用語とし、米国・英国等との繋がりが強いこと、政治的に安定した民主主義国家であること、「オフショア金融センター」や観光の分野で独自の存在感を示していること等にみられるバルバドスの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、バルバドスの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。今後、バルバドス法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.5』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第25回 バルバドス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ 「Barbados」（『Offshore Service』（Spitz & Clarke、2016年）所収）。